

件 名

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則について

提案理由

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の改正により昇格前後の級号給の対応関係が変化することを踏まえ、手当額を改定するため、義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を別紙のとおり改正したいので、審議願います。

概 要

1 現行規則の内容

学校職員の義務教育等教員特別手当の額等を定めるもの

2 義務教育等教員特別手当の概要

義務教育諸学校の教育職員の給与について特別の措置を定めることにより、優れた人材を確保し、もって学校教育の水準の維持向上に資することを目的に導入された手当。教職員の級号給ごとに定められた月額が支給される。

義務教育等とあるが、高等学校や特別支援学校の高等部の教職員も権衡上必要な教育職員として支給対象としている。

3 改正の内容

昇格時号給対応表の改定により、昇格後に手当額が減少してしまう部分について額を引き上げる。

教育職給料表（2）

	昇格前	昇格後
改正前	1級73号給 3,900円	2級51号給 <u>3,800円</u> (▲100円)
改正後	1級73号給 3,900円	2級51号給 <u>3,900円</u> (±0円)

4 施行期日等

公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

(傍線の部分は、改正部分)

改正案							現 行						
義務教育等教員特別手当に関する規則							義務教育等教員特別手当に関する規則						
第一条～第四条 (略)							第一条～第四条 (略)						
別表第1 (第3条関係)							別表第1 (第3条関係)						
教育職給料表(2)の適用を受ける者							教育職給料表(2)の適用を受ける者						
職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級	職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		円	円	円	円	円			円	円	円	円	円
再任用教育 職員以外の 教育職員	1 から 4 まで	2,000	2,100	3,500	4,200	6,800	再任用教育 職員以外の 教育職員	1 から 4 まで	2,000	2,100	3,500	4,200	6,800
	5 から 8 まで	2,000	2,300	3,700	4,400	6,900		5 から 8 まで	2,000	2,300	3,700	4,400	6,900
	9 から 12 まで	2,100	2,400	3,800	4,500	7,100		9 から 12 まで	2,100	2,400	3,800	4,500	7,100
	13 から 16 まで	2,200	2,500	4,000	4,900	7,200		13 から 16 まで	2,200	2,500	4,000	4,900	7,200
	17 から 20 まで	2,300	2,600	4,300	5,100	7,400		17 から 20 まで	2,300	2,600	4,300	5,100	7,400
	21 から 24 まで	2,400	2,800	4,500	5,200	7,500		21 から 24 まで	2,400	2,800	4,500	5,200	7,500
	25 から 28 まで	2,600	2,900	4,700	5,400	7,600		25 から 28 まで	2,600	2,900	4,700	5,400	7,600
	29 から 32 まで	2,700	3,000	4,900	5,500	7,700		29 から 32 まで	2,700	3,000	4,900	5,500	7,700
	33 から 36 まで	2,800	3,200	5,100	5,700	7,900		33 から 36 まで	2,800	3,200	5,100	5,700	7,900
	37 から 40 まで	2,900	3,300	5,300	5,900	8,000		37 から 40 まで	2,900	3,300	5,300	5,900	8,000
	41 から 44 まで	3,100	3,500	5,400	6,000	8,000		41 から 44 まで	3,100	3,500	5,400	6,000	8,000
	45 から 48 まで	3,200	3,700	5,600	6,100	8,000		45 から 48 まで	3,200	3,700	5,600	6,100	8,000
	49 から 52 まで	3,300	<u>3,900</u>	5,700	6,300	8,000		49 から 52 まで	3,300	<u>3,800</u>	5,700	6,300	8,000
	53 から 56 まで	3,400	4,100	5,800	6,400	8,000		53 から 56 まで	3,400	4,100	5,800	6,400	8,000
	57 から 60 まで	3,500	4,300	6,000	6,600			57 から 60 まで	3,500	4,300	6,000	6,600	
	61 から 64 まで	3,600	4,500	6,100	6,800			61 から 64 まで	3,600	4,500	6,100	6,800	
	65 から 68 まで	3,700	4,800	6,300	6,900			65 から 68 まで	3,700	4,800	6,300	6,900	
	69 から 72 まで	3,800	4,900	6,400	7,000			69 から 72 まで	3,800	4,900	6,400	7,000	
	73 から 76 まで	3,900	5,100	6,500	7,100			73 から 76 まで	3,900	5,100	6,500	7,100	
	77 から 80 まで	4,000	5,300	6,700	7,200			77 から 80 まで	4,000	5,300	6,700	7,200	
	81 から 84 まで	4,100	5,400	6,800	7,300			81 から 84 まで	4,100	5,400	6,800	7,300	
	85 から 88 まで	4,100	5,500	6,900	7,400			85 から 88 まで	4,100	5,500	6,900	7,400	
	89 から 92 まで	4,200	5,600	6,900	7,500			89 から 92 まで	4,200	5,600	6,900	7,500	
	93 から 96 まで	4,300	5,800	7,200	7,500			93 から 96 まで	4,300	5,800	7,200	7,500	
	97 から 100 まで	4,400	5,900	7,200	7,500			97 から 100 まで	4,400	5,900	7,200	7,500	
	101 から 104 まで	4,400	6,100	7,200	7,600			101 から 104 まで	4,400	6,100	7,200	7,600	
	105 から 108 まで	4,500	6,200	7,200	7,600			105 から 108 まで	4,500	6,200	7,200	7,600	
	109 から 112 まで	4,500	6,300	7,300	7,600			109 から 112 まで	4,500	6,300	7,300	7,600	
113 から 116 まで	4,600	6,400	7,300	7,600		113 から 116 まで	4,600	6,400	7,300	7,600			
117 から 120 まで	4,700	6,500	7,300	7,600		117 から 120 まで	4,700	6,500	7,300	7,600			
121 から 124 まで	4,700	6,600				121 から 124 まで	4,700	6,600					

	125 から 128 まで	4,800	6,700			
	129 から 132 まで		6,800			
	133 から 136 まで		6,900			
	137 から 140 まで		6,900			
	141 から 144 まで		6,900			
	145 から 148 まで		7,000			
	149 から 152 まで		7,100			
	153 から 156 まで		7,200			
	157 から 160 まで		7,200			
	161		7,200			
再任用教育職員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

別表第2 (略)

	125 から 128 まで	4,800	6,700			
	129 から 132 まで		6,800			
	133 から 136 まで		6,900			
	137 から 140 まで		6,900			
	141 から 144 まで		6,900			
	145 から 148 まで		7,000			
	149 から 152 まで		7,100			
	153 から 156 まで		7,200			
	157 から 160 まで		7,200			
	161		7,200			
再任用教育職員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

別表第2 (略)

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年埼玉県教育委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中	
2 級	
円	
2,100	
2,300	
2,400	
2,500	
2,600	
2,800	
2,900	
3,000	
3,200	
3,300	
3,500	
3,700	
3,800	
4,100	
4,300	
4,500	
4,800	
4,900	
5,100	
5,300	
5,400	

5,500
5,600
5,800
5,900
6,100
6,200
6,300
6,400
6,500
6,600
6,700
6,800
6,900
6,900
6,900
7,000
7,100
7,200
7,200
7,200
7,200
3,800
を
2 級
円
2,100
2,300
2,400

2,500
2,600
2,800
2,900
3,000
3,200
3,300
3,500
3,700
3,900
4,100
4,300
4,500
4,800
4,900
5,100
5,300
5,400
5,500
5,600
5,800
5,900
6,100
6,200
6,300
6,400
6,500
6,600
6,700
6,800

6,900
6,900
6,900
7,000
7,100
7,200
7,200
7,200
3,800

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の義務教育等教員特別手当に関する規則の規定は、令和四年四月一日から適用する。